平成２５年（フ）第１２０６１号
東京都江戸川区北葛西５丁目18―３―401
債務者　佐藤　壽一
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０６３号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目40―21―103
債務者　北島　宗紀
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９４７号
横浜市港北区新吉田町20番地
債務者　長岡　敏康
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９０１号
東京都武蔵村山市中原１丁目31番地の31
債務者　北島　龍子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９０２号
東京都武蔵村山市中原１丁目31番地の31
債務者　北島　裕児
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６５４号
横浜市西区藤棚町２丁目197番地　県営新藤棚アパート７号棟102号
債務者　川田　　裕
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３８号
静岡市駿河区馬渕３丁目20番16号
債務者　角谷　優子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４８号
静岡市駿河区池田683番地の２　メゾンとおるB101号
債務者　岡田　拓郎
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８６３号
東京都調布市仙川町１丁目37番地２
債務者　宮部　恵子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４７１号
静岡県浜松市西区篠原町9425番地の２
債務者　富安利江子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５１３号
静岡県浜松市中区塩町17番地の２　アルコⅢ1002、前住所静岡県浜松市東区和田町163番地の２
債務者　福田　宏和
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５１５号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目38番31―301号　アーバンライフ高丘
債務者　三浦　照代
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５１９号
静岡県浜松市西区篠原町1162番地　ハイツアズマ205
債務者　依田　二郎
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１１９８７号
東京都墨田区石原３丁目30―11　丸巳ビルA214
債務者　佐藤龍恵智
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５９号
静岡市駿河区泉町９番12号　久保田マンション201号
債務者　清水喜代美
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部